



JCTAオンラインセミナー

# 旅行業法

何ができる？何をしたらNG？

Presented by

高谷 良彦 & 西田 恵理子

# 講師紹介



- 高谷 良彦（たかや よしひこ）  
観光庁長官登録旅行業第326号  
株式会社 産経旅行 取締役  
（一社）日本旅行業協会（JATA）所属  
（株）バリューゴルフ・グループ  
20代の頃より、（一社）全国旅行業協会（ANTA）の研修講師を務める。
- 西田 恵理子（にしだ えりこ）  
一般社団法人日本サイクルツーリズム 推進協会 代表理事  
株式会社プラネットアドベンチャー代表取締役  
総合旅行業務取扱管理者  
Cycling UK/JCTA認定ガイド・ガイドトレーナー  
英国運輸省登録サイクルインストラクター・トレーナー

# 本日のプログラム

---



- |                              |             |
|------------------------------|-------------|
| 1. これは、旅行業？ 例題から～            | 19:05～19:15 |
| 2. 旅行業とは？                    | 19:15～19:20 |
| 3. 旅行業登録を取らなくても<br>ツアーは作れるか？ | 19:20～19:30 |
| 4. Q&A                       | 19:30～19:50 |

# 1、これは、旅行業？ 例題（1）

---



## ガイドがお客様から宿泊代金をもらい、ホテルの手配をする

1. お客様に頼まれて「好意」で予約だけして、自分は利益を出していない（お客様が直接ホテルに支払う）
2. お客様に頼まれて、予約手数料をとり、予約してあげる

# 1、これは、旅行業？例題（2）



ガイドが、現地までの移動手段として、**貸切バスや新幹線など**を手配し日帰りサイクリングツアーを催行する

では、自家用車でサポートしたら？

補給食などのサポート  
お客様をサポートカーに乗せる

上記は、**道路運送事業法違反**になる可能性がある

# 1、これは、旅行業？例題（3）

---



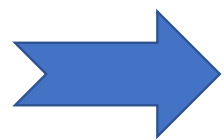
ガイドが、**SNSなどで告知**して、**参加費**をもらって、日帰りサイクリングツアーを企画する

来訪する旅行者からの依頼により、**報酬**をもらって、日帰りサイクリングを催行する

## 2、旅行業とは？

**報酬を得て、一定の行為を行う事業をいう。**

- ①**基本的旅行業務**（運送又は宿泊についての業務）と
- ②**付随的旅行業務**（運送又は宿泊**以外のサービス**についての業務）とに区分し、②の業務は①に付随して行う場合に限り旅行業務となる



ガイド業務は、②付随的旅行業務にあたるので、単独で行う場合は、旅行業の登録は不要

3、旅行業登録を取らなくても  
ツアーはできるか？



---

どうしても宿泊や運送を手配して  
サイクリングツアーを企画・催行したい！

では、どんな方法があるのか：



### 3、旅行業登録を取らなくても サイクリングツアーはできるか？

---

1. **旅行業登録をする** → 資本金、保証金、旅行業務取扱管理者
2. 旅行会社の**外務員になる** → 外回りの営業担当者  
旅行者との旅行業務に関する取引についての一切の行為を  
行う権限を有するもの
3. 旅行**代理業になる** → 親となる旅行会社との契約が必要
4. 旅行**サービス手配業になる** → 海外の旅行会社のツアーを請け負う

# 4、Q&A

---

